平成２３年（フ）第２８８２号
横浜市鶴見区下末吉１丁目27番７号　一心荘Ａ号
債務者　増田　和仁
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　典宏
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３７７号
横浜市磯子区磯子２丁目７番35号　磯子マンション101号、申立時の住所横浜市中区常盤町５丁目64番地　鳳ビル305号室
債務者　田草川　彰
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　秀一
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５２号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６番11―503号
債務者　岩橋　照雄
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永淵　　慎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５６９６号
神奈川県川崎市高津区久地１丁目19―８―607
債務者　米山　和夫
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永沢　　徹
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６９７号
東京都世田谷区等々力３丁目19―２
債務者　米山　耕二
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永沢　　徹
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２号
兵庫県豊岡市上鉢山833番地
債務者　齋藤　道雄
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後４時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第８８２号
兵庫県西宮市若山町１番10号　ハイツモンド
債務者　多田　徳子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後２時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３７号
滋賀県彦根市平田町194番地１　アパルタメントアームズ101、住民票上の住所滋賀県彦根市戸賀町89番地２　202号
債務者　清水　祐一
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５２９号
埼玉県草加市谷塚町1227番地４　シティハイムミホ202号
債務者　近藤ミラフロールこと　コンドウ　ミラフロール　ハビエル
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５４４号
埼玉県吉川市吉川１丁目５番地15　リバシティー103号
債務者　山口　美夏
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
群馬県太田市由良町1650番地４
債務者　熊田　克江
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５３３号
埼玉県春日部市上柳384番地３
債務者　大塚さおり
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
埼玉県越谷市大沢４丁目15番１号　越谷ファミールハイツ４―102
債務者　図師けい子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
埼玉県越谷市大字大泊1054番地６
債務者　伊藤　恭子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５６５号
埼玉県三郷市彦成３丁目７番14―514号
債務者　外崎　重雄
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係